

最近の判例から (16)

複数の不動産の明渡執行において、引渡義務を負う者が不動産ごとに異なり、かつ、一部の不動産について引渡義務を負う者が複数いる場合における執行費用額の算定方法について判断した事例

(高松高決 平成18・10・23 判タ1240—326) 周藤 利一

複数の不動産の明渡執行において、引渡義務を負う者が不動産ごとに異なり、かつ、一部の不動産について引渡義務を負う者が複数いる場合における執行費用額の算定方法について、債務者の範囲に関する一般的基準を示した上で、執行費用該当性及び債務者間の負担割合について個別具体的に判断した事例(高松高決・原決定一部変更・一部抗告棄却・確定 平成18年10月23日 判タ1240号326頁)

1 事案の概要

Xは、甲土地、乙土地及び丙建物(以下、これらをまとめて「対象不動産」と総称)を競売手続で買い受け、甲土地を占有するY1及びA、乙土地を占有するY1、Y2、A、B及びC(以下、これらの者を「Yら」と総称)、丙建物を占有するY1に対し、引渡命令の申立てをし、引渡命令を得た後、同引渡命令の執行力ある正本に基づき強制執行の申立てをした。

執行官は、上記申立てを受け、対象不動産に臨場し、Yらに対し、平成16年6月14日午前9時までにはすべての動産類を搬出して丙建物から任意に退去し、対象不動産を引渡すように催告するとともに、上記期日までに退去しないときは強制執行を実施することを告知する旨の催告書を送付及び貼付した。

Y1、Y2及びAは、甲土地及び丙建物について松山地裁宇和島支部に請求異議の訴え

を提起するとともに、併せて強制執行停止の申立てをし、同支部は強制執行を停止する旨の決定をした。

Xは、上記決定の対象となっていない乙土地について同土地上の工作物が台風により損壊するおそれがあるとの上申をし、これを受けた執行官はY1に対し、乙土地の一部の引渡執行期日を指定して告知し、その日に工作物の撤去を執行した。

松山地裁宇和島支部は、請求異議の訴えを棄却するとともに、強制執行停止決定を取り消し、これに仮執行宣言を付する判決を言い渡した。執行官は対象不動産の所在場所に臨場し、引渡しの強制執行を行った。

Xの申立てに基づき同支部の書記官が執行費用額確定処分をなしたところ、Y1及びY2が異議申立てをし、その後、同支部の決定、執行抗告、高松高裁の差戻、同支部の差戻後決定、執行抗告を経て、高松高裁は抗告を一部認容し、一部棄却した。

2 判決の要旨

高松高裁は最初の執行抗告に対する差戻決定において、次のような一般論を述べた。

YらのうちY1を除く4名が自己に引渡しを命じられていない不動産の強制執行に要した費用を負担すべきいわれはない。

Y1の負担すべき執行費用額は、対象不動産それぞれの強制執行に要した費用について、同人とともに当該不動産の引渡義務を負

担する債務者との関係における具体的な負担額の認定如何によって変わってくることになる。

そして、後の執行抗告に対しては、次のように判断した。

債務者間の負担割合については、① 乙土地に支出したものと明確に区分しうる費用（乙土地の一部について先行して行われた強制執行において支出した執行官の手数料、旅費及び写真代）については、乙土地を占有するYら全員で5等分し、平等に負担すべきものとし、② 郵券については債務者ごとに明確に区分しうるとし、当該債務者に送付した額をそれぞれの債務者が負担すべきものとし、③ その他の執行官の手数料、旅費、立会人手当、写真代及びパウチ費用については、どの不動産の引渡執行に要した費用なのか執行記録上不明であることから、各費用について対象不動産ごとの債務者数の総和（甲土地について2名、乙土地について5名、丙建物について1の合計8名）で除した上、さらに各債務者が引渡義務を負う不動産の個数を乗じた額で負担すべきとした（Y1は対象不動産すべてについて引渡義務を負っていることから8分の3、Y2は乙不動産について引渡義務を負っていることから8分の1）。

また、執行費用への該当の有無については、強制執行停止決定のため、Xが強制執行の補助義務を依頼していた引越業者に支払ったキャンセル料については、強制執行を実現するのに役立たない費用であり、別途違法な執行停止に伴う損害賠償請求でそのてん補を求めべきとして執行費用には該当せず、庭木や庭石等土地に附合しているものの搬出費用についても強制執行の実現とは何ら関係ないものとして該当しないと判断した（それ以外の詳細については決定文を参照されたい）。

3 まとめ

民事執行法42条は、「強制執行の費用で必要なもの（以下「執行費用」という。）は、債務者の負担とする」と規定しているが、「明渡しの催告に要した費用は、執行費用とする」（同法168条の2第10項）以外に具体的な規定はない。したがって、①強制執行の費用に該当するか否か、②それに該当したとしても必要なものかどうか論点となる。そして、①については民事訴訟費用等に関する法律2条に限定列挙されているが、②については個別具体的に判断せざるを得ない。

さらに、本件のように複数の不動産について一つの引渡命令が発令された場合において、第一に、複数の不動産の占有関係が異なっている場合に、当該不動産を占有していない者についてまで執行費用を負担すべき債務者に該当するか、第二に当該不動産を占有している者が複数いる場合にこれらの債務者間の負担関係をどのように判断するかが問題となるが、このような問題を論じた学説や実際に取り扱った裁判例で公表されたものはなかった。

その点で、本決定は、まず、債務者の解釈に関する一般的判断基準を提示し、次に詳細な事実認定を行った上で、執行費用の該当性について個別具体的に判断していること、そして、債務者の負担割合について一般的判断基準に基づき、執行官法、執行官の手数料及び費用に関する規則、他執行官の手数料及び費用の算定基準等の関係諸法令に基づき各費用ごとに負担割合を判断していることから、実務上参考にすべきものとして、極めて重要な意義があるものと言える。